令和８年度（２０２６年度）
下期臨床研修病院合同説明会業務委託
実施要領

1　事業の目的

医学生（特に熊本大学生、県外に進学した県内出身者）に、県内の基幹型臨床研修病院が一同に集まり、それぞれの魅力を伝えることで、臨床研修に関する業務内容や福利厚生、先輩医師の働き方など、県内で臨床研修を行う具体的イメージを持ってもらうとともに、臨床研修のマッチングのみならずその後の専門医研修等においても引き続き県内の医療機関で勤務する流れを創出することで、県内における医師の確保を図る。

2　事業の概要

（１）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（２）本業務の内容

別添「令和 8 年度（2026 年度）下期臨床研修病院合同説明会業務委託仕様書」のとおりとする。

（３）履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月３１日（水）まで

（４）委託金額の上限

4,715 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※ 提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額とは必ずしも一致しない。

3　事業スケジュール（予定）

令和８年（2026 年）	１１月１３日（金）	募集開始　(県 HP 公表)
	１１月２０日（金）１２時まで	質問書受付期限
	１１月２７日（金）１７時まで	参加表明書提出期限
	１２月　２日（水）１７時まで	企画提案書提出期限
	１２月　８日（火）	プレゼンテーション実施
	１２月　上旬	審査結果通知
	１２月　中旬	仕様協議、契約締結
令和９年（2027 年）	3 月３１日（水）	業務完了報告書提出

4　担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1
熊本県 健康福祉部 医療政策課
企画・医師確保班 担当：丸山
電話 ： 096-333-2204
E-mail ： maruyama-a-di@pref.kumamoto.lg.jp

5　参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による連合体とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定による更正手続開始の申立てをされた者

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者

（3）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）の規定による指名停止の期間中でないこと。

（4）消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。

（5）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（6）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（7）賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

（8）当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（９）複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 代表団体及びその構成員は上記の（１）から（９）のすべてを満たすこと。

6　受託者の選定

（１）選定方法

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する公募型プロポーザル方式とする。

（２）契約の方法

本事業の契約方法は、公募型プロポーザルにより選定した最も優れた企画を提案した業者と契約するため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当し、随意契約とする。

また、熊本県会計規則第９５条第１項第１号の規定に基づき単独見積とする。

7　参加手続き

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を期限までに提出すること。

（１）提出書類

① 参加表明書（別紙様式１）

② 添付書類

・ 企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式２）

・ 会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式３）

③ 登記事項証明書

・ 法務局が提出日の３カ月以内に発行した登記事項証明書

④ 直近１事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

⑤ 定款の写し

⑥ 納税証明書（原本、３カ月以内に発行されたもの）

・ 消費税及び地方消費税に未納がないこと並びに熊本県税に未納がないことの証明

※ 熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有するものについては、③～⑥の提出は不要とする。ただし、その場合、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

（２）問い合わせ先及び提出先

「４　担当部局」に同じ

（３）提出部数

１部

（４）提出期限

令和８年（2026 年）11 月 27 日（金）必着

※ 電子メールまたは郵送で提出すること。また、提出後は必ず受領を電話で確認すること。

（５）参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

８　本業務に対する質問及び回答

実施要項や仕様書について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出すること。

（１）質問方法

質問は、質問書（別紙様式４）により電子メールで送信するものに限る（必ず到達確認をすること）。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

（２）質問受付

「４　担当部局」に同じ

（３）質問受付期間

公募開始日から令和８年（2026 年）１１月２０日（金）までとする。

（４）質問への回答

質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。

その際、質問者名は公表しないものとする。

9　企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

（１）提出書類

① 企画提案書（別紙様式 5）

② 参考見積書・経費内訳書（様式任意）

③ 事業者の取組みに関する申出書（別紙様式 6）

※ 必要な書類を添付すること

（２）提出先

「４　担当部局」に同じ

（３）提出部数

①及び② 正本１部とその写し４部（計５部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること。

なお、参考見積書・経費内訳書は、企画提案書の最終ページに添付すること。

③ １部

（４）提出期限

令和８年（２０２６年）12 月２日（水）必着

※ 提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

（５）注意事項

●提案書については、「10 受託者の選定方法（評価項目）」及び仕様書を踏まえた上で、次の項目を盛り込んで作成すること。

① 概要

提案する企画の全体概要をＡ４版１枚で分かりやすく簡潔に作成すること。

② 企画の提案とその理由 （提案資料は２０ページ程度にまとめること。）

③ 企画内容の実施スケジュール（管理運営計画含む）

④ 本業務に携わるスタッフの役割及び実施体制、特長（強みなど）、実績等

●上記①～④の順番で編纂すること。

●提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、長辺とじとすること。

（６）企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき

イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき

オ その他、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（7）提出された企画提案書の取扱い

●一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

●提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

●提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

●県は受託者選定のため、提出された提案書の写しを作成、使用することがある。

●提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づき公開することがある。

１０　受託者の選定方法

資格審査の上、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、評価項目に基づき、受託者を決定する。

（1）書類審査の実施

提出を受けた企画提案書等を基に書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者を決定する。

（2）プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和 8 年（2026 年）12 月 8 日（火）

※ 時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所

熊本県庁

※ 場所の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者１者につき４５分（最初の２５分で提案者による提案準備・説明、その後残りの２０分で審査員による質疑）を予定。

② 審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、令和 8 年（2026 年）11 月 13 日（金）とする。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・企画力	基本事項	・目的・内容を十分理解した提案となっているか。 ・事業の効果を最大化するようなスケジュールで、実施可能な計画か。	20
	創意工夫	・参加者を確保するための必須の取組みに加え、効果を最大化するような実施方法、運営方法が追加提案されているか。 ・参加病院・参加者への適切な支援体制及び満足度向上の取組みが提案されているか。 ・事業者の強みを活かした取組みが提案されているか。	45
	積算	・提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられており費用対効果を期待できるか。	10
業務遂行能力		・本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。 ・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。	15
小　　計			90
事業者の取組（募集開始日現在）	働く環境の整備	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	3
	多様な人材の活躍	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。または協力雇用主登録制度に登録しているか。	2
	環境配慮	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	事業者による地域経済の振興	④熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	2
	その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録しているか、またはパートナーシップ構築宣言に登録しているか。	2
小　　計			10
合　　計			100

イ 選定方法

① すべての審査員が、評点を６０点以上と評価した者から選定する。

② ４名の審査員のうち２名以上が第１順位をつけた者を受託者とする。

③ ②で該当者がいない場合は順位の平均値を出して最もその点数が低い者に決定する。

④ ③で順位の平均値が同じ場合は評点の合計点が最も高かった者に決定する。

⑤ ④で評点の合計点が同じであった場合は審査員の協議により決定する。
⑥ 企画提案参加者が１社の場合は、すべての審査員が、評点を６０点以上と評価した場合に、当該事業者に決定する。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から5日以内を目途に電子メールにて通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

１１　契約

受託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

１２　契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第７７条の規定により契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付するものとする。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、受託者が同規則第７８条各号に該当する場合は、この限りではない。

１３　関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

１４　その他留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

（２）提出書類等に関する事項

●提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。

●提出された参加証明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に無断で使用しない。

●参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、審査結果の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

●参加表明手続き及び参加申請手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式７）を提出すること。

（３）参加者が１者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での選定は実施する。

（４）企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。

（５）本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

（６）審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約について協議を行うものとする。）

（７）審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。